

現場を支える貴重な技能人材の確保に向けて

平成27年11月17日

国土交通省総合政策局長

毛利 信二

- 今後、建設業において高齢化等により技能労働者が大量に離職することが見込まれ、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、建設業の将来を担う若者の入職・定着を促し、人材を確保することが最重要課題。
- 加えて、労働力人口が総じて減少する中、我が国の経済発展に資する社会資本の効果的な整備を図るため、人材確保と並ぶ対策の柱として、生産性向上を推進することが不可欠。
- このため、若者にとって魅力ある建設業を目指し、処遇改善を中心として担い手確保・育成対策の更なる強化を図るとともに、新技術・新工法の活用、重層下請構造の改善等、建設生産システムにおける生産性の向上に官民一体となって取り組むことで、将来の担い手確保に強い決意で臨む。

処遇改善を中心とする担い手の確保・育成

建設生産システムにおける生産性の向上

処遇改善の徹底

見通しの確保

若者や女性の更なる活躍等

施工の標準化、省力化、効率化

人材・資機材の効率的な活用

重層下請構造の改善

適切な賃金支払の浸透と社会保険加入の促進

新技術・新工法の活用等

労務単価の上昇分が確実に技能労働者に支払われるよう官民で取り組む
平成29年度を目途に許可業者100%の保険加入に向けた更なる取組の強化

- 元請企業による優良な職長に対する手当の支給などの支援の普及【業界】
- 未加入対策に関する新たな施策等について、行政、建設業界双方の担当者に周知を図るため、全国10ブロックで説明会（キャラバン）を開催
- 民間発注者に対し法定福利費を含む適正価格での発注を働きかけ（先進的取組の水平展開）
- 一次下請企業を社会保険加入業者に限定する措置を8月から全ての直轄工事に拡大（試行）
- 社会保険加入指導の前倒し（現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施）
- 元請・下請間での法定福利費の確実な移転方策について検討
- 入退場記録を含む就労履歴の管理システムを官民で早急に構築

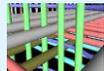
→加入状況の確認を効果的に行える環境整備（併せて、技能・経験に応じた適正な評価・処遇、現場の安全管理等に資する）

■情報化施工、プレキャスト化等の推進
施工の省力化・効率化

- 「ロボット新戦略」に基づく情報化施工、無人化施工の拡大
- プレキャスト化（工場製品の活用等）による施工の省力化・効率化

■CIM等の導入・活用等の推進
システム全体の「見える化」による効率化・高度化

- CIMを活用する試行工事の更なる拡大
- 民間建築工事におけるBIMの活用推進【業界】



配筋シミュレーション次元モデル
図面等の整合性確保等により手戻り等を

ダンピング対策の強化、歩切りの根絶

適正工期の設定、工程管理等の円滑化等

適正利潤の確保のため、改正品確法の趣旨を発注の現場で更に徹底

- 低入札価格調査制度等の未導入の地方公共団体に対して個別に導入を要請
- 歩切りの実態調査の結果を踏まえ、地方公共団体に対し早期見直しを再度強く要請（夏頃を目処にフォローアップ調査を実施。歩切りの廃止に理解をいたさない団体は、必要に応じ個別に発注者名を公表）

■工程表・クリティカルパスの受発注者間の共有
情報共有や対応の迅速化による現場運営の効率化

- 適正工期の設定、工程管理のため、国交省・日建連においてモデル工事を実施、フォローアップ
- 公共建築工事における適切な工期設定の推進
- 地方公共団体と連携し、宮繕工事における適切な工期設定の考え方を、公共建築工事全般に拡充
- 適切な発注関係事務の実施
- 公共工事における適切な施工条件の明示、適切な設計変更、受発注者間の業務の効率化等

■民間工事等における生産性向上の実践事例を官民連携して水平展開
生産性向上のベストプラクティスを普及促進

- 民間建築工事における設計・施工一括方式の活用や民間発注者との発注見通しの共有等の生産性向上の好事例を水平展開
(このほか、設計図書の不備の解消、労務の効率化等を含め民間工事等における生産性向上の実践事例を収集・分析、効果的な水平展開の方策を検討)

建設業における休日の拡大（週休2日の実現）

施工時期等の平準化

若者が働きやすい職場づくりのため、適正工期の確保等を通じ週休2日をはじめ休日を拡大

- 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定の推進
- 直轄工事で週休2日のモデル工事の実施
- 適正工期の設定に加え、現場での工程管理の徹底、短工期受注の改善等により、官民で週休2日制（4週8休）の実現を目指す

安定的・持続的な建設事業の見通しの確保

■公共工事における施工時期等の平準化
年度内の工事量の偏りを解消し年間を通じた工事量が安定することで人材・機材の実働日数の向上等を図る

- 直轄工事で今年度当初予算から在庫債務負担行為の柔軟な活用・運用を開始
- 余裕期間の設定
- 直轄工事における平準化施策の内容等を地域発注者協議会などを通じて各発注機関に周知・共有し地方公共団体における施工時期等の平準化の取組拡大を促進

技術や技能・経験等に応じた人材の配置

■現場配置技術者の効率的な活用
社会経済情勢の変化を通じ実態に合った技術者の効率的な活用を促進

- 技術者配置に関する金額要件を引上げ
(今後、物価上昇、消費税増税等を踏まえ、具体的な引上げ額を検討し、秋頃目途に、政令改正を予定)
- ・ 監理・主任技術者の専任配置が必要な請負代金額の緩和
- ・ 監理技術者の配置が必要な下請契約の合計金額の緩和
- 一定の要件を満たす官公需適格組合内での技術者配置要件の緩和（組合員からの技術者の在籍出向）

■就労履歴管理システムの早急な構築（再掲）
技能・経験等の「見える化」による、技能・経験に応じた効率的な人材配置の促進

公共投資の急激な増減は、不適格業者の参入、ダンピング受注を通じた処遇の悪化等、担い手確保に大きな副作用をもたらした経験を共有

- 公共事業予算の安定的・持続的な確保

若者の早期活躍の促進、教育訓練の充実強化

行き過ぎた重層化の回避

若者の入職・定着の促進に向けた更なる環境整備

- 技術検定の受験要件を大幅に緩和（2級のすべての科目で実務経験なしで学科試験の受験を可能とする。秋頃に政令を改正し来年度の試験から適用開始予定）
- 工業高校で実施しているキャラバンを、今年度は小中学校、普通高校へ実施対象を拡大
- 地域連携ネットワークによる教育訓練体系の構築を引き続き支援するとともに、職種ごとに職業能力基準（技能レベル）を示し、教育訓練に必要なプログラム・教材等を整備

行き過ぎた重層化の回避により、元請企業による工程管理や下請企業との連絡調整の円滑化、効率的な施工を促進。重層化に伴う間接経費の増加や下請の労務費に対するしわ寄せを抑制

- 日建連において平成30年度までに可能な分野で原則2次以内を目指す
 - ・ 会員企業による段階的な下請回数目標の設定を推進
 - ・ 元請は1次下請に対し平成30年度までに再下請契約について原則2次以内とするよう指導 等
- 効果的な方策の検討に向けて、今年度、実態調査を実施
- ・ 工種、工事規模別の施工体制の実態を調査し、行き過ぎた重層下請契約及びその発生要因を分析
- ・ 既に実施されている下請回数抑制に向けた具体的な取組を分析するとともに、不要な下請契約の回避に資する方策を検討

女性の更なる活躍の推進（5年で女性倍増を目指し、官民挙げた行動計画を実践）

女性が働きやすい現場環境の整備や地方レベルの女性活躍を推進し、女性活躍の定着を図る

- 女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動に対して支援
- 直轄工事で男女別のトイレ、更衣室等の設置を展開（積算上で配慮）
- 今夏中目途に「建設業・女性活躍応援ケースブック」を作成し、先進事例を水平展開
(女性に対応した作業着や工具等の活用、フレックス朝礼や現場直行直帰の導入等、女性が働きやすい現場環境改善の実践事例やノウハウ、改善のポイント等を紹介)

1. 社会資本整備が直面する4つの構造的課題

- (1) 加速するインフラ老朽化
- (2) 脆弱国土(切迫する巨大地震、激甚化する気象災害)
- (3) 人口減少に伴う地方の疲弊
- (4) 激化する国際競争

国土形成計画(平成27年8月14日閣議決定)を踏まえ、その実現に向けて社会資本整備を計画的に実施

2. 持続可能な社会資本整備に向けた基本方針

社会資本のストック効果の最大化を目指した戦略的インフラマネジメントへ

社会資本のストック効果を最大限に発揮するためのマネジメントを徹底

①集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス

- ・メンテナンスサイクルの構築による老朽化インフラの安全性の確保
- ・中長期的にトータルコストを縮減・平準化(集約化等による規模の適正化を含む)
- ・メンテナンス産業の競争力強化

②既存施設の有効活用(賢く使う取組)

- ・既存施設の機能の最大化(例：羽田空港における飛行経路見直しによる空港処理能力拡大等)
- ・既存施設の機能の強化・高度化(例：公営住宅における集約等に伴う福祉施設の設置等)
- ・既存施設の多機能化(例：下水処理場の上部空間を活用した発電施設の整備等)

③社会資本の目的・役割に応じた選択と集中の徹底(優先度や時間軸を考慮)

安全安心インフラ

南海トラフ・首都直下地震や局地化・集中化・激甚化している雨の降り方への対応等、ハード・ソフトの取組を総動員し、人命と財産を守る事業に重点化

生活インフラ

地域生活サービスの持続的・効率的な提供を確保し、生活の質の向上を図る事業に重点化

成長インフラ

国際戦略による競争力強化、民間事業者等との連携強化を通じ、生産拡大効果を高める事業に重点化

時間軸の明確化

・中長期的(おおむね10～20年)に目指す姿、計画期間中(H32(2020)年度まで)に進める重点施策と実現すべき数値目標等を策定

経済再生と財政健全化

・2017年度の消費増税前後を含め、2020年、そしてそれ以降への安定成長を支え、経済再生と財政健全化に貢献

PPP/PFIの積極活用

社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

- 地域の守り手である現場の担い手・技能人材の安定的な確保・育成
- 現場の生産性向上による構造改革
- 公共工事の品質確保と担い手確保に向けた発注者による取組の推進
- 社会資本整備に関わる多様な人材の確保・育成(メンテナンス、PPP/PFI等を担う人材)

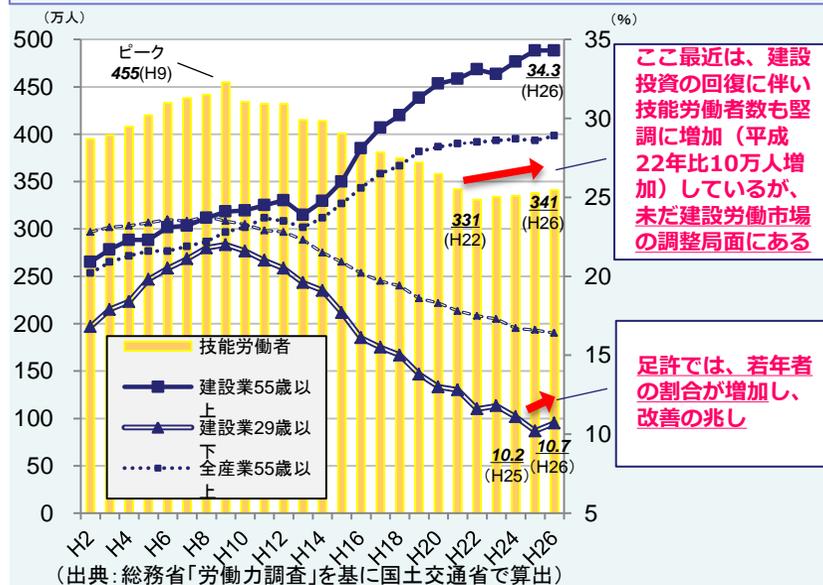
安定的・持続的な公共投資の見通しの必要性

- 過去の公共投資の急激な増減は、様々な弊害(不適格業者の参入やダンピングの多発、人材の離職等)をもたらしてきた
- メンテナンスを含めた社会資本整備を計画的かつ着実に実施し、担い手を安定的に確保・育成するため、持続的な経済成長を支えられるよう、経済規模に見合う公共投資を安定的・持続的に確保することが必要

- 近年の建設投資の急激な増減や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、企業の倒産や、現場の技能労働者の高齢化、若手入職者の減少といった構造的な問題が発生
- 将来にわたる社会資本の着実な整備を図るため、技能労働者の処遇改善の徹底、若者や女性の定着等、担い手の確実な確保・育成を図るとともに、施工の省力化や施工時期の平準化、技能・経験に応じた効率的な人材配置等、建設生産システムにおける生産性の向上に官民一体となって取り組み、現場の担い手・技能人材に係る構造改革を推進

■建設投資の急激な減少等に伴い、若手入職者の減少や高齢化の進行など構造的な問題が発生

- 15歳～19歳の建設業就業者数（男性）の割合
→10年間で半以下に低下（約1%：H22）
- 24歳以下の入職者数の推移
→15年間で1/3に低下（8.3万人：H24）
- 建設業就業者に占める55歳以上の割合
→全産業1/4に対し、建設業は1/3と高い割合



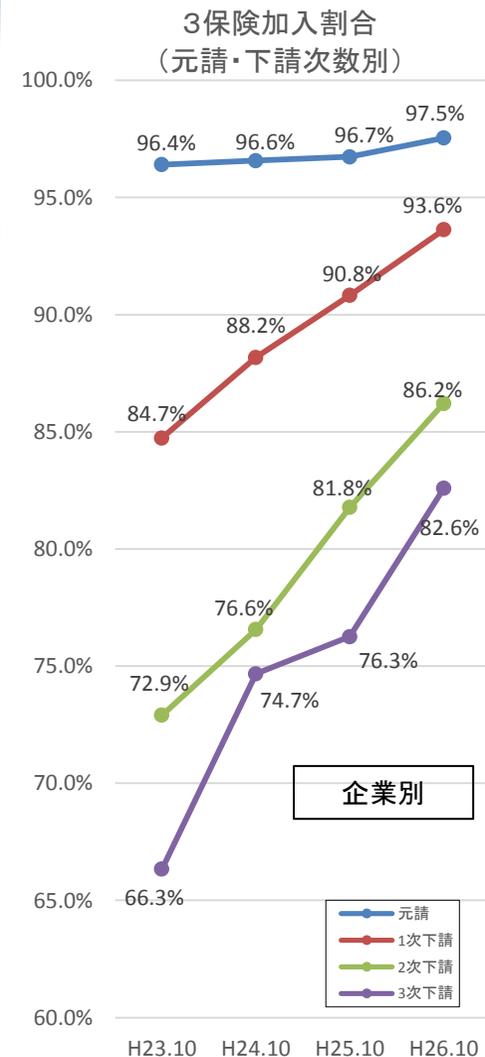
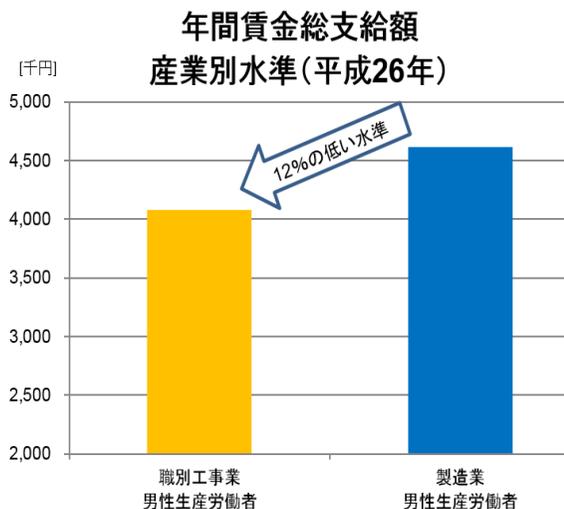
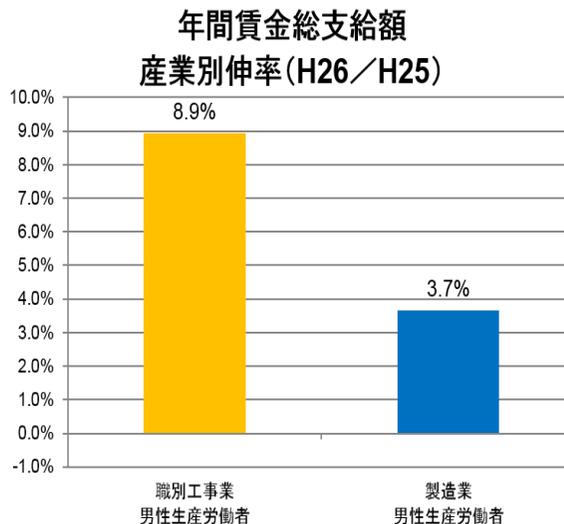
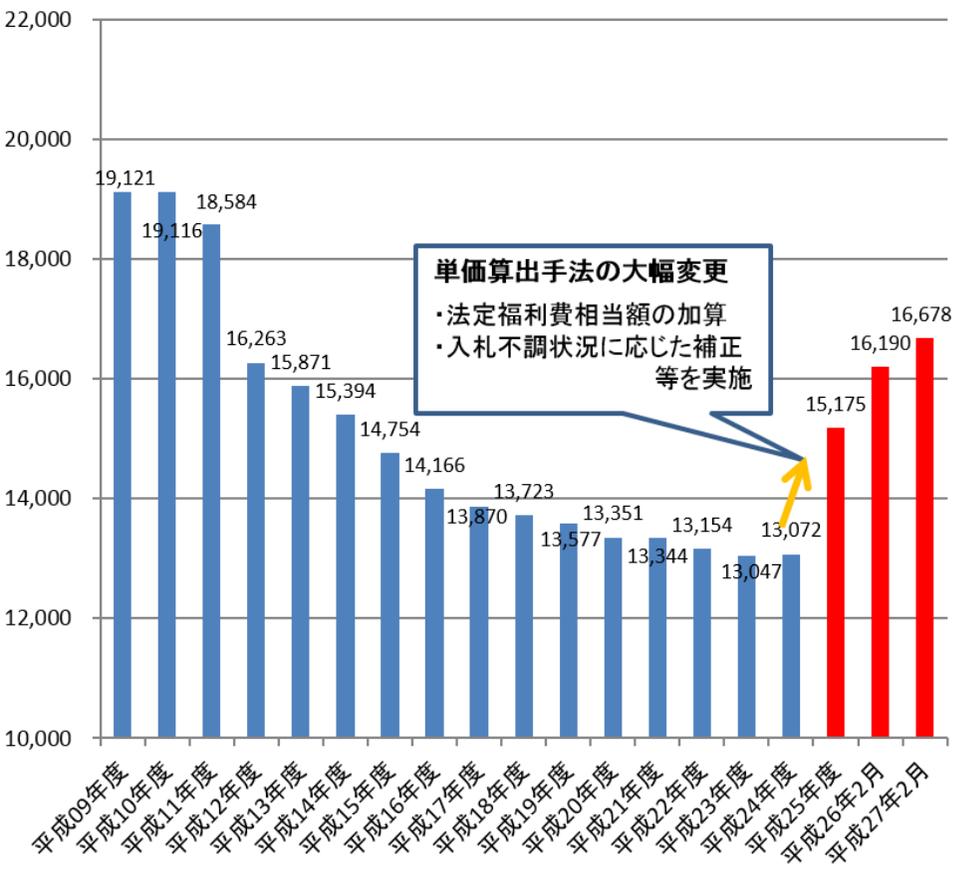
■処遇改善を中心とする担い手確保・育成と並ぶ対策の柱として、建設生産システムにおける生産性向上を官民一体となって推進

処遇改善を中心とする担い手の確保・育成

| 処遇改善の徹底 | 建設生産システムにおける生産性の向上 | 施工の標準化・省力化・効率化 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○適切な賃金水準の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事設計労務単価の適切な設定 ○社会保険加入の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度を目途に、許可業者100%、労働者単位で製造業相当の保険加入に向けた更なる取組の強化 ・就労履歴管理システムを官民で早急に構築 ○ダンピング対策の強化、歩切りの根絶 <ul style="list-style-type: none"> ・適正利潤の確保のため、改正品確法の趣旨を発注の現場で更に徹底 ○週休2日制の実現 | <p>将来を見通すことのできる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設事業の安定的・持続的な見通し <p>若者や女性の活躍、外国人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若者、女性の更なる活躍・定着の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な若手技術者等が早期に活躍できる環境整備 ・女性の更なる活躍の推進のための官民挙げた行動計画の実践（5年で女性倍増） ○教育訓練の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・富士教育訓練センターの機能強化 ・地域のネットワークで人材育成等を支える取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○新技術・新工法の活用等 <ul style="list-style-type: none"> ・プレキャスト製品の活用等 ・CIM、BIMの活用等の推進 ○適正工期の設定、工程管理等の円滑化 ○民間工事等における生産性向上のベストプラクティスの水平展開 <p>人材・資機材の効率的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共工事における施工時期等の平準化 <ul style="list-style-type: none"> ・国庫債務負担行為の柔軟な活用・運用 ・地方公共団体における施工時期等の平準化の取組拡大を周知 ○技術や技能・経験等に応じた効率的な人材配置 <ul style="list-style-type: none"> ・就労履歴管理システムの構築(再掲) <p>重層下請構造の改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行き過ぎた重層化の回避 <ul style="list-style-type: none"> （元請企業による工程管理や下請企業との連絡調整の円滑化、効率的な施工を促進） ○適正な元請下請関係の促進 |

- 公共事業労務費調査(平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にあるが下請にゆくほど加入率は低く、依然格差あり。
- 公共工事設計労務単価は労働市場の実勢を踏まえ3度引き上げ。

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイルズ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダumping受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

- H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4
公布・施行

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントI:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
 - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
 - ・ 災害対応を含む 地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ ダumping受注の防止
 - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントII:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定
 - 不調、不落の場合等における 見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や 最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
 - 発注者間の連携の推進
- 効果
- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・ 歩切りの根絶
 - ・ ダumping受注の防止 等

☆ 改正のポイントIII:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に 緊密な連携を図りながら協力
- 国等が講じる基本的な施策を明示 (基本方針を改正)
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針を策定

「歩切り」に関する地方公共団体へのフォローアップ調査結果について

- 平成27年1月1日時点において「設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある」と回答した757団体のうち、417団体(約6割)が「設計書金額と予定価格が同額」に見直したと回答。(平成27年7月1日時点において、従前より同額である1,031団体と合わせて1,448団体(全体の約8割)が「設計書金額と予定価格が同額」。)
- 減額している場合がある340団体(約2割)における減額の理由は、100団体(約3割、全体の約6%)が「慣例、自治体財政の健全化等のため」、240団体(約7割、全体の13%)が「端数処理等」と回答。
- 端数処理等以外の理由で減額している100団体のうち、50団体(50%)が「今後見直しを行う予定」(このうち34団体(68%)は平成27年度内に見直しを行う予定)と回答。
- ➡「その他」見直しに向けて対応を検討」と回答した50団体(全体の約3%)については、都道府県を通じ、個別に理由等を聴取することにより改善を促進。

地方公共
団体数

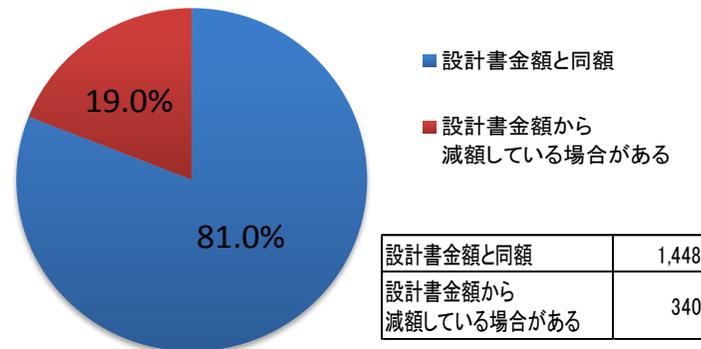
1,788団体
(47都道府県、20指定都市、1,721市区町村)
※平27年7月1日現在の状況を調査

予定価格の
設定方法

設計書金額と同額
1,448団体
(前回調査時: 1,031(+417))

設計書金額から減額
している場合がある
340団体
(前回調査時: 757(-417))

＜予定価格の設定方法＞

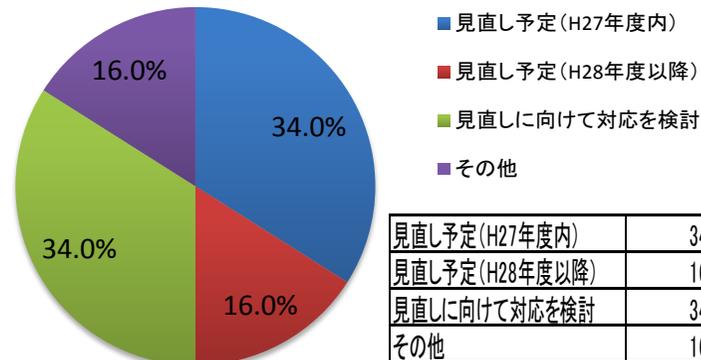


減額の理由

慣例、自治体財政の
健全化等のため
100団体(※1)
(前回調査時: 459)

端数処理等
240団体(※2)
(前回調査時: 297)

＜「歩切り」の見直しを行う予定＞



見直しを
行う予定

見直しを行う予定
50団体
(H27年度内: 34団体)

見直しに向け
て対応を検討
34団体

その他
(※3)
16団体

※1 「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」、「その他」のいずれかが減額理由に含まれる団体

※2 「端数処理」又は「システムで無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じることによる調整」のいずれかのみが減額理由である団体

※3 予定価格の設定方法の見直しの検討状況について、「その他」と回答した団体の主な回答内容は、「基本的に現在の取扱いを継続し、必要に応じて対応見直しを検討する」等

予定価格の設定方法及び見直しの予定（都道府県別）

（平成27年7月1日時点）

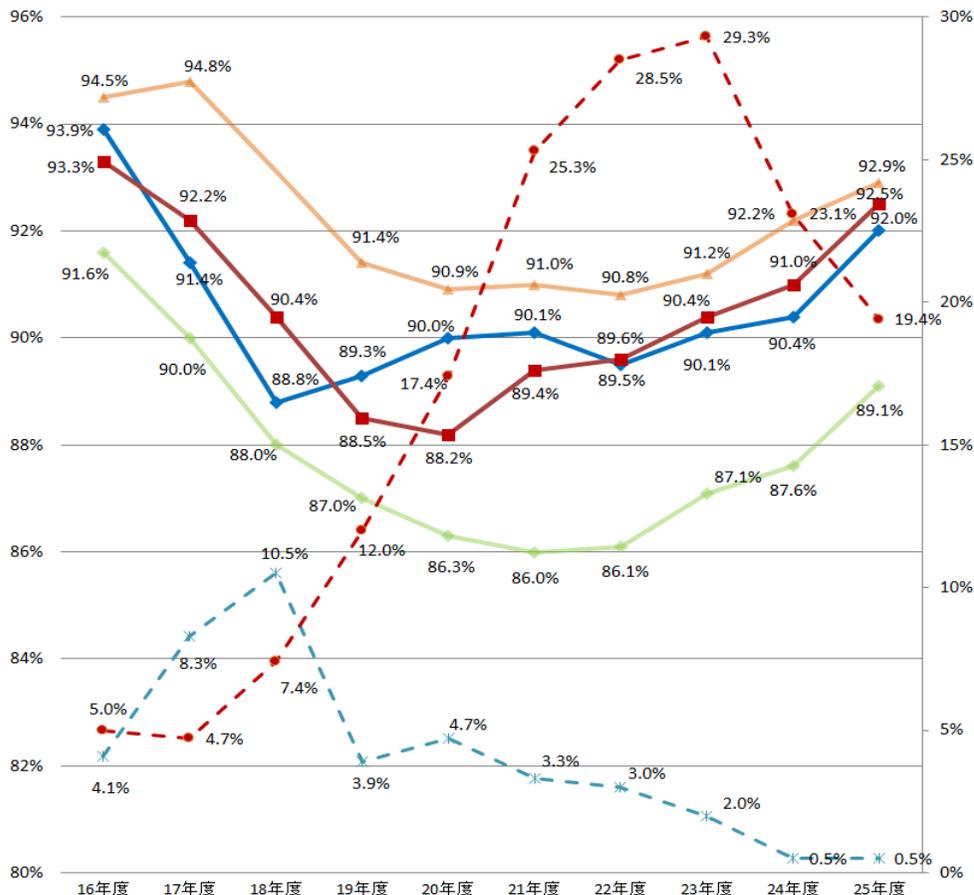
| 団体数 (都道府県 含む) | 設計書金額と 予定価格が同額 | 設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある | | | | | | | | | (参考) 「設計書金額と予定価 格が同額」及び「端数 処理等」を実施してい る団体数 |
|---------------------|-------------------|-----------------------------|---------|----|---|----------------------|-----|-----------|---|----|--|
| | | 慣例、財政健全化等のため | | | | | | | | | |
| | | 見直しを行う予定 | | | | 見直しに 向けて対 応を検討 | その他 | 端数 処理等 | | | |
| | | H27年度内 | H28年度以降 | | | | | | | | |
| 北海道 | 180 | 176 (98%) | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 178 (99%) |
| 青森県 | 41 | 31 (76%) | 10 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7 | 38 (93%) |
| 岩手県 | 34 | 25 (74%) | 9 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 | 33 (97%) |
| 宮城県 | 36 | 29 (81%) | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 36 (100%) |
| 秋田県 | 26 | 23 (88%) | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 24 (92%) |
| 山形県 | 36 | 26 (72%) | 10 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 7 | 33 (92%) |
| 福島県 | 60 | 34 (57%) | 26 | 16 | 6 | 4 | 2 | 6 | 4 | 10 | 44 (73%) |
| 茨城県 | 45 | 41 (91%) | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 44 (98%) |
| 栃木県 | 26 | 26 (100%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 (100%) |
| 群馬県 | 36 | 34 (94%) | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 34 (94%) |
| 埼玉県 | 64 | 47 (73%) | 17 | 8 | 4 | 3 | 1 | 2 | 2 | 9 | 56 (88%) |
| 千葉県 | 55 | 50 (91%) | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 55 (100%) |
| 東京都 | 63 | 56 (89%) | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 63 (100%) |
| 神奈川県 | 34 | 24 (71%) | 10 | 6 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 4 | 28 (82%) |
| 山梨県 | 28 | 24 (86%) | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 27 (96%) |
| 長野県 | 78 | 65 (83%) | 13 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 9 | 74 (95%) |
| 新潟県 | 31 | 22 (71%) | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 7 | 29 (94%) |
| 富山県 | 16 | 13 (81%) | 3 | 3 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 13 (81%) |
| 石川県 | 20 | 20 (100%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 (100%) |
| 岐阜県 | 43 | 35 (81%) | 8 | 4 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 4 | 39 (91%) |
| 静岡県 | 36 | 30 (83%) | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 35 (97%) |
| 愛知県 | 55 | 50 (91%) | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 55 (100%) |
| 三重県 | 30 | 21 (70%) | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 5 | 26 (87%) |

| 団体数 (都道府県 含む) | 設計書金額と 予定価格が同額 | 設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある | | | | | | | | | (参考) 「設計書金額と予定価 格が同額」及び「端数 処理等」を実施してい る団体数 |
|---------------------|-------------------|-----------------------------|---------|-----|----|----------------------|-----|-----------|----|-----|--|
| | | 慣例、財政健全化等のため | | | | | | | | | |
| | | 見直しを行う予定 | | | | 見直しに 向けて対 応を検討 | その他 | 端数 処理等 | | | |
| | | H27年度内 | H28年度以降 | | | | | | | | |
| 福井県 | 18 | 5 (28%) | 13 | 4 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 9 | 14 (78%) |
| 滋賀県 | 20 | 11 (55%) | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 20 (100%) |
| 京都府 | 27 | 20 (74%) | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 26 (96%) |
| 大阪府 | 44 | 30 (68%) | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 44 (100%) |
| 兵庫県 | 42 | 28 (67%) | 14 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 13 | 41 (98%) |
| 奈良県 | 40 | 40 (100%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 (100%) |
| 和歌山県 | 31 | 26 (84%) | 5 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 | 29 (94%) |
| 鳥取県 | 20 | 14 (70%) | 6 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 19 (95%) |
| 島根県 | 20 | 17 (85%) | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 19 (95%) |
| 岡山県 | 28 | 20 (71%) | 8 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 | 26 (93%) |
| 広島県 | 24 | 20 (83%) | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 24 (100%) |
| 山口県 | 20 | 14 (70%) | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 20 (100%) |
| 徳島県 | 25 | 11 (44%) | 14 | 5 | 3 | 3 | 0 | 0 | 2 | 9 | 20 (80%) |
| 香川県 | 18 | 18 (100%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 (100%) |
| 愛媛県 | 21 | 21 (100%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 (100%) |
| 高知県 | 35 | 34 (97%) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 34 (97%) |
| 福岡県 | 61 | 42 (69%) | 19 | 9 | 6 | 4 | 2 | 2 | 1 | 10 | 52 (85%) |
| 佐賀県 | 21 | 18 (86%) | 3 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 19 (90%) |
| 長崎県 | 22 | 8 (36%) | 14 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 12 | 20 (91%) |
| 熊本県 | 46 | 44 (96%) | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 45 (98%) |
| 大分県 | 19 | 19 (100%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 (100%) |
| 宮崎県 | 27 | 27 (100%) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27 (100%) |
| 鹿児島県 | 44 | 28 (64%) | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 44 (100%) |
| 沖縄県 | 42 | 31 (74%) | 11 | 5 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 6 | 37 (88%) |
| 合計 | 1788 | 1448 (81%) | 340 | 100 | 50 | 34 | 16 | 34 | 16 | 240 | 1688 (94%) |

地方公共団体におけるダンピング対策

落札率及び低価格入札の発生率の推移

○ 都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合は直近では低下しているが、総じて高い水準にある。



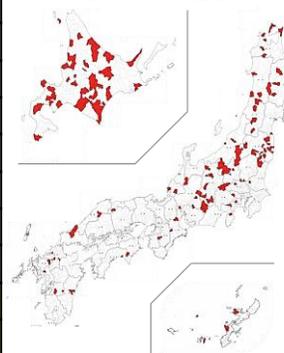
● 国土交通省直轄工事(落札率) ● 都道府県発注工事(落札率) ● 指定都市発注工事(落札率)
 ● 市区町村発注工事(落札率) ● 国土交通省直轄工事(低価格入札) ● 都道府県発注工事(低価格入札)

※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合。
 ※2 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）
 ※3 低価格に入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事（港湾空港関係除く）
 ※4 平成18年度の市区町村発注工事に係る落札率のデータは欠損。

最低制限価格制度等の導入状況 ~200団体が未導入~

| | 都道府県 | | 指定都市 | | 市区町村 | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | H25.9.1時点 | H26.4.1時点 | H25.9.1時点 | H26.4.1時点 | H25.9.1時点 | H26.4.1時点 |
| 両制度を併用 | 43 | 44 | 20 | 20 | 471 | 483 |
| 低入札価格調査制度のみ導入 | 8.5% | 6.4% | 0% | 0% | 8.1% | 7.7% |
| 最低制限価格制度のみ導入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 904 | 907 |
| いずれ也未導入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 207 | 200 |
| | 0% | 0% | 0% | 0% | 12.0% | 11.6% |

<いずれも未導入の自治体>



最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~

| | 最低制限価格の事前公表 | | 基準価格の事前公表 | |
|------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | H25.9.1時点 | H26.4.1時点 | H25.9.1時点 | H26.4.1時点 |
| 都道府県 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 4.7% | 4.5% | 4.3% | 4.3% |
| 指定都市 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 5.0% | 5.0% | 0.0% | 0.0% |
| 市区町村 | 181 | 173 | 58 | 59 |
| | 13.2% | 12.4% | 9.5% | 9.6% |
| 合計 | 184 | 176 | 60 | 61 |
| | 12.8% | 12.1% | 8.8% | 8.9% |

最低制限価格等の算定式の見直し

H23.4~

【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.30
 上記の合計額×1.05

H25.5.16~現在

【範囲】 予定価格の7.0/10~9.0/10
 【計算式】 ・直接工事費×0.95
 ・共通仮設費×0.90
 ・現場管理費×0.80
 ・一般管理費等×0.55
 上記の合計額×1.08

~都道府県における取組事例~

◆石川県…最低制限価格について、一部市町に関して最新の中央公契連モデル以下または未導入が確認されたため、直接見直しを要請。その結果、平成26年度内に全市町が最新の中央公契連モデル以上に移行する予定。
 （平成26年12月24日県建設業協会と知事との懇談会にて表明）

～国土交通省の取組み概要～

■公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい

- ・第1四半期（4-6月）に工事量（金額ベース）が少ない。
- ・下半期（10-3月）は通して工事量が多い。

（参照：国土交通省 建設総合統計）

■施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消（施工時期等を平準化）し、年間を通じた工事量が安定することで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性向上）

- > 建設業の企業経営の健全化
（人材・機材の実働日数の向上）
- > 労働者（技術者・技能者）の処遇改善
（特に日給等の労働者は年収に直接影響）
- > 稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進
（建設業の災害時の即応能力も向上）

■対策メニュー

○工事・業務における柔軟な国債の活用・運用

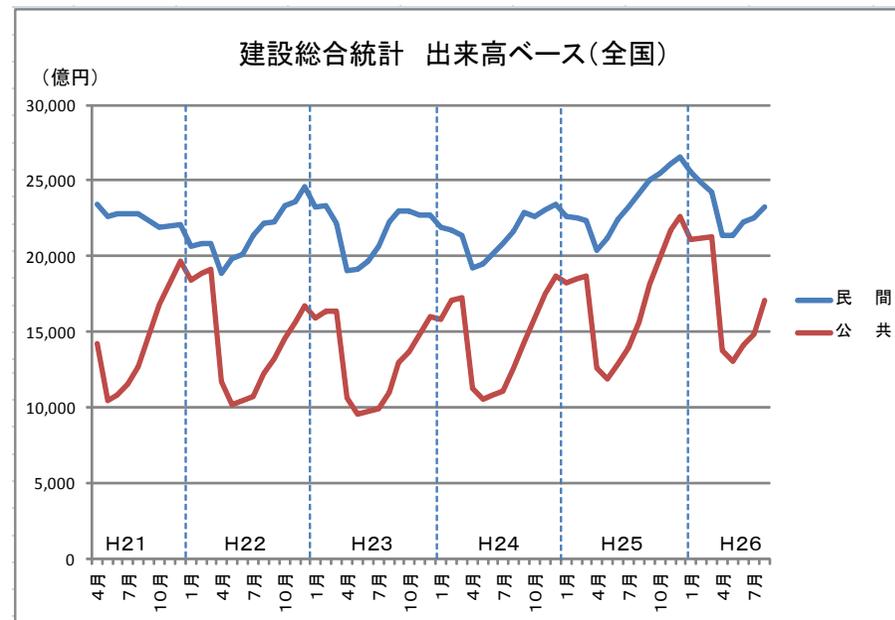
- ・施工時期等の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
- ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。
- ・適正な工期の設定を徹底。
- ・業務についても品質確保の観点から同様の取組みを推進。

○工事着手時期の柔軟な運用

- ・「余裕期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付与し、下請業者や技術者・技能者も平準化。

○計画的な事業の進捗管理等

- ・工事発注計画の前提となる事業全体の工程計画の検討
- ・計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注



■当面の対策 ～H26補正、H27当初～

- ・施工時期等の平準化も踏まえ、平成27年度予算において、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について2箇年国債を設定する取組を開始。
- ・平成27年度第1四半期の工事量を確保するため、平成26年度補正予算（ゼロ国債含む）について早期に発注。
- ・供用期間等の制約が比較的緩やかな工事など、支障の無い範囲で余裕期間の設定を標準化

1. 調査の概要

- 発注・施工時期の平準化(建設業者の手持ち工事量の合計について各月毎の差を少なくすること)を目的とした現在の取組状況等について、国土交通省が都道府県へのアンケート調査を実施(H26. 12)。
- 47都道府県中45都道府県から回答。

2. 債務負担行為の活用状況等

- 債務負担行為は、一般的に工期が複数年にわたる大規模工事で活用されているが、「維持管理や除雪において活用している」例(秋田県、富山県、島根県)も見られた。
- ゼロ県債については、その活用目的を「年度端境期等における「平準化」と明示したのは13県(青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、滋賀県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県)。また、「今後検討する必要あり」との回答も複数見られた。
- 全国における最近の取組事例は、右に記載のとおり。

3. 今後の取組に向けた課題・対応

- 「財政部局の理解が重要」とした団体が多い。
- 「品確法の改正を機に庁内各部局との調整・連携を促進」、「他団体の取組を参考に新たな対策を検討」、などの回答が複数見られた。

主な取組事例

- ◆宮城県:平成25年11月から東北発注者協議会により、国、県、市町村を統合した発注見通しを公表。また、県は発注状況の変化に対応し、発注見通しを四半期ごとに作成。
- ◆東京都:発注件数を年間で平準化するよう、今後は工期が12ヶ月未満の工事についても、工事所管局と協力しながら債務負担行為を効果的に活用するなど、具体的な取組をさらに強化。また、工事の年間発注予定についても、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供のさらなる充実を図り、計画的な発注に向けた取組を強化。(平成26年3月25日予算特別委員会 財務局長答弁)
- ◆富山県:平成26年11月補正予算において、ゼロ県債の額を昨年度(11億円)よりも増額(16億円)し、道路改良工事等について従来より前倒して発注することにより、これまで以上に年度間の切れ目のない発注と計画的な執行を図る。(「平成26年度公共事業等箇所付け(ゼロ県債)の概要」平成26年12月17日発表)
- ◆京都府:年度当初時期の工事量の減少を緩和し、年間を通じた円滑な工事執行と仕事量を確保するため、平成26年9月補正予算にて単独公共事業執行平準化対策費(25億円)を計上。(「補正予算案の概要」(H26)京都府HP)
- ◆高知県:翌債・繰越制度の活用による工事の平準化や県内市町村への働きかけを実施。(高知県建設業活性化プラン(平成26年2月策定))

建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築に向けた官民コンソーシアム

建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築に向け、ユーザーとなる建設業関係者、学識経験者、行政等が一同に会して、実施主体の選定方法、費用負担等に係る具体的な議論を行う。

【学識経験者】

- ・野城 智也 東京大学 生産技術研究所教授 副学長
- ・蟹澤 宏剛 芝浦工業大学 工学部建築工学科教授
- ・大森 文彦 東洋大学 法学部企業法学科教授

【団体】

- ・(一社)日本建設業連合会
- ・(一社)建設産業専門団体連合会
- ・全国建設労働組合総連合
- ・(一社)全国建設業協会
- ・(一社)全国建設産業団体連合会
- ・(一財)建設業振興基金
- ・(一社)全国中小建設業協会
- ・(一社)住宅生産団体連合会

【オブザーバー】

- ・東日本建設業保証(株)
- ・西日本建設業保証(株)
- ・北海道建設業信用保証(株)
- ・厚生労働省

【事務局】 国土交通省

☆第一回コンソーシアムにて、(株)MCデータプラス、コムテックス(株)、(一社)就労履歴登録機構より既存サービスの紹介を行う。

作業グループ

コンソーシアムの下に作業グループを設置し、詳細な要件等を議論したうえで、コンソーシアムにおいて決定する。

- ・(一社)日本建設業連合会
- ・(一社)建設産業専門団体連合会
- ・全国建設労働組合総連合
- ・(一社)全国建設業協会
- ・(一社)全国建設産業団体連合会
- ・(一財)建設業振興基金
- ・(一社)全国中小建設業協会
- ・(一社)住宅生産団体連合会
- ・(一社)就労履歴登録機構

【オブザーバー】

- ・東日本建設業保証(株)
- ・西日本建設業保証(株)
- ・北海道建設業信用保証(株)
- ・厚生労働省

【事務局】 国土交通省

☆議題に応じて、学識経験者、ASP事業者等の参加者を追加することもあり得る。

| | |
|--------|---|
| | 大手ゼネコンが現場労働者の入退場管理システムに関する共同研究を開始 |
| 平成17年度 | 三菱商事「グリーンサイト」の運用を開始 |
| 平成18年度 | 大手ゼネコンの有志により、「建設共通パス」の研究がスタート |
| 平成19年度 | 「就労履歴管理制度研究会」発足 |
| 平成22年度 | 「就労履歴管理制度推進協議会」発足 |
| 平成23年度 | 「一般社団法人就労履歴登録機構」発足 |
| 平成24年度 | 建設産業戦略会議の「建設産業の再生と発展のための方策2012」において『技能の「見える化」』を提言(7月) 「技能労働者の技能の『見える化』WG」発足(12月)。4回開催 |
| 平成25年度 | 「技能労働者の技能の『見える化』WG」を3回開催 システム構築に必要な項目を「基本計画」にとりまとめ |
| 平成27年度 | 「第10回 建設産業活性化会議」(H27年5月)において、システムの早急な構築に向け、検討の場となる官民コンソーシアムの立ち上げを表明 (一社)日本建設業連合会が「就労履歴管理システム推進本部」を立ち上げ(H27年6月) |

「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステム」の必要性

「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステム」が構築されると…

- 労働者の本人確認や資格のチェックが確実に
- 入退場管理が行われることで、労働者の現場経験のデータの蓄積が可能に
- 技能と経験の「見える化」が実現

社会保険加入状況の確実な把握へ
現場の安全管理の徹底

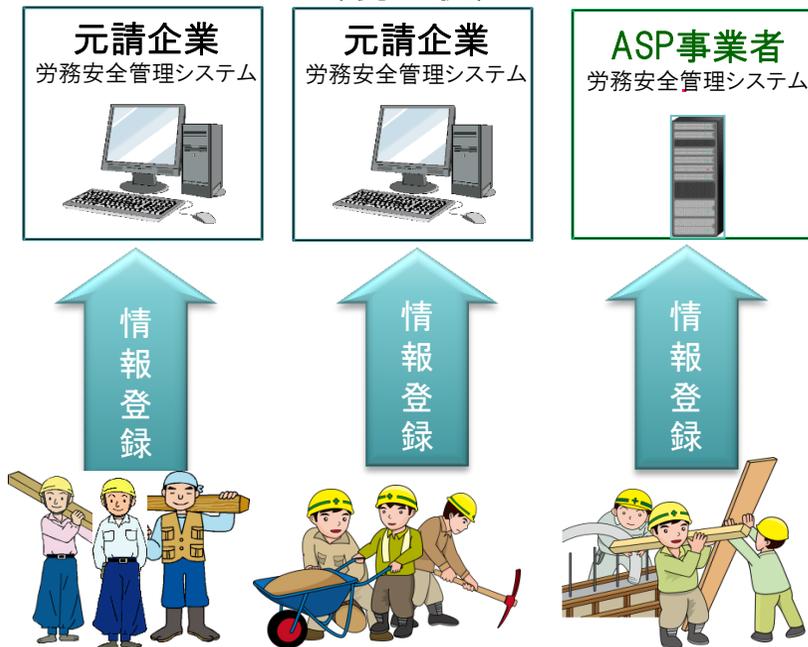
労働者の適正な評価と処遇
技能や経験に応じた効率的な人材配置

現状＝「労務安全書類の電子化」では…

- 建設現場ごとの記録にとどまり、名寄せもされていない。
- 実務上、作業員名簿には現場入場が可能な労働者を多めに記載するため、名簿のデータから各労働者の就労履歴を把握することができない。

現場経験等のデータが蓄積されず、適正な技能・経験の評価、処遇につながらない。（各社の囲い込み助長の恐れも）

〈現 状〉



各労務安全管理システムに登録された労働者の現場経験データを統合し、求めに応じて提供。

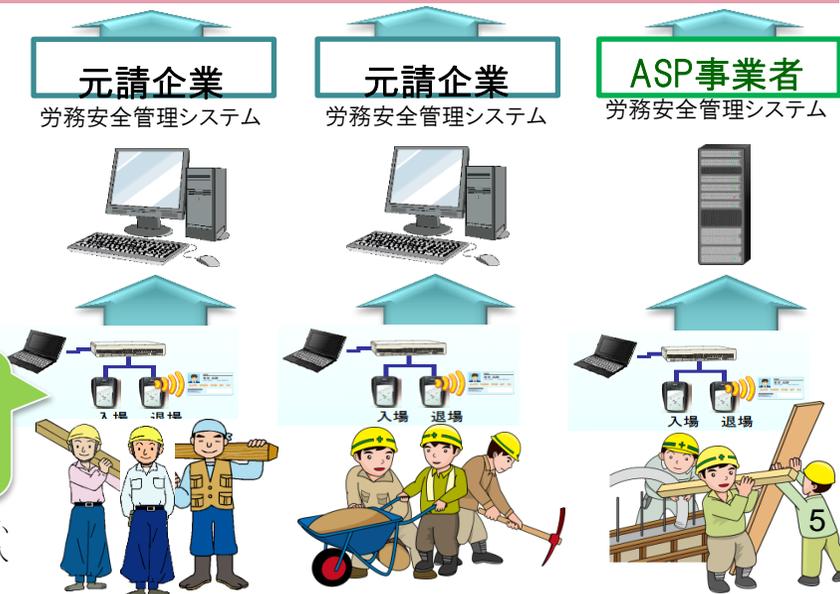
建設業で共通に使用できる番号(ID)を各労働者に付与

建設IDカード



IDカードを現場備付けのリーダーにかざして入退場を記録

リーダーの設置が困難な小規模現場等においては、入退場記録を別途入力



効果



- 客観的な現場経験実績の蓄積による適正な処遇の実現
 - ・社会保険等の法定福利費の確実な受領
 - ・労災認定への活用
 - ・技能手当支給や資格取得者の昇給に反映
- 保有資格や研修受講履歴の見える化によるスキルアップの動機付け
- 新規入場教育の自己申告書記入負担の軽減
- 技能講習修了など有資格情報を登録し、入場時の確認手続きを簡素化
- 各種資格、表彰の際に必要な実務経験の証明に活用
- 雇用と請負の明確化による労働環境の改善



- 現場に入場する労働者一人一人について、社会保険の加入状況を確認
- 適正な法定福利費の算出
- 入退場記録を正確に把握することによる的確な賃金支払い
- 技能労働者の適正な能力評価、効率的な人材配置
- 技能労働者の教育訓練に活用
- 下請け企業の適正な能力評価



- 現場に入場する労働者一人一人について、社会保険の加入状況を確認(再掲)
- 技能労働者の適正な能力評価、効率的な人材配置、労務安全管理の効率化
- 現場の安全管理の徹底
- 建設現場のセキュリティ確保(不審者の侵入を防ぐ)



- ビッグデータを活用した情報分析による建設労働市場の改善

➤ 作業グループでは、下記テーマについて参加者で議論を行うということによいか。

○ システムの基本的な考え方

- ・ システムの対象とする者の範囲
- ・ システムの対象とする現場の範囲
- ・ 蓄積する情報の内容
- ・ 情報の閲覧主体の範囲(本人、所属会社、元請、協力会等)

○ 単一の運営主体による適切なデータ管理の手法

- ・ システムの運用主体が備えるべき要件(個人情報・企業情報の保護対策 等)
- ・ システム運用主体の決定方法
- ・ システムへの情報登録主体、登録方法(本人確認の方法含む)、登録の更新期間
- ・ 技能労働者へのカード発行の方法
- ・ 入退場を記録する手法と端末

○ 採算性と持続性を確保したビジネスモデルとして構築

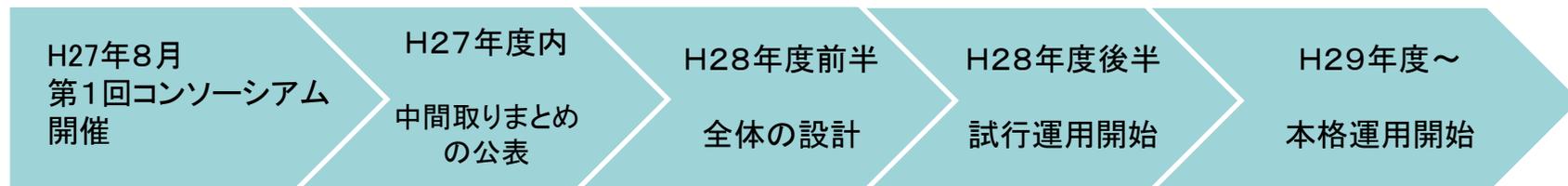
- ・ 所要コストと登録料・利用料の試算

○ メリットに応じた適切で合理的な費用負担のあり方

- ・ 元請、下請、技能労働者毎のメリット及び負担

○ 適切な名称・愛称

○ 今後のスケジュールについて(下記案で問題はないか)



優良技能者への職長手当制度について

- 平成27年に入り、ゼネコン各社で優良技能者への職長手当制度を拡充する動き。
- 鹿島建設、飛鳥建設などでは優良技能者への職長手当制度を新たに開始した他、複数の企業で支給基準を改定し、手当を増額した。

※日本建設業連合会では、平成26年4月に発表した「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」の一つとして、「建設技能労働者の賃金改善」を掲げており、「優良技能者認定制度」の普及を推進することとしている。

平成27年に開始された主な制度

| 会社名 | 制度名 | 主な認定基準 | 支給額 |
|------|-------------------------------|---|------------------------------------|
| 飛鳥建設 | とびしまマイスター制度（平成27年1月～） | 職長教育修了者で「登録基幹技能者」、1級・2級技能士、1級・2級土木・建築・造園施工管理技士、1級・2級建設機械施工技師のいずれかの資格を有し、作業指揮等の能力が高く総合的に優秀な者 | 日額1000円 |
| 鹿島建設 | 優良登録職長手当「鹿島マイスター」制度（平成27年4月～） | 主要な協力会社を中心に、当社の現場で働く技術者と施工のキーマンである職長の中で、登録基幹技能者等の保有資格を考慮し、特に優秀な者を認定 | マイスター：日額1000円 スーパーマイスター：日額3000円 |
| 安藤・間 | 上級職長制度（平成27年5月～） | 主要な協力会社の職長経験が5年以上の優秀な職長で、登録基幹技能者と同等の技能を持つ者 | 日額2000円 |

平成27年に金額改定された主な制度

| 会社名 | 制度名 | 支給額 |
|------|-------------------|---|
| 鴻池組 | 職長マスター認定制度 | 「優良会社」所属の職長マスター：日額2000円 |
| 清水建設 | 職長手当支給制度 | 日額2000円 / 登録基幹技能者等の条件に該当する場合：日額2500円 |
| 西松建設 | 上級職長制度及び西松マイスター制度 | 上級職長：日額2000円（年額48万円） / 西松マイスター：日額3000円（年額72万円） 登録基幹技能者資格取得支援制度：1回2万円 |
| 東急建設 | 東急建設（株）マイスター制度 | 年額10万円 / 2年目以降は就労実績に応じ増額（上限30万円） |

富士教育訓練センターについて

富士教育訓練センターの概要

建設業振興基金が、平成8年に閉校した建設省建設大学校静岡朝霧校(中央訓練所)の施設の払下げを受け、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会に施設を無償で貸与し、富士教育訓練センターとして建設技能者・技術者の教育訓練を実施。

敷地面積：約51,000㎡

施設概要：管理棟(食堂を含む)をはじめ、各種機能を持った建物が分散的に配置されている。
 ※管理棟1棟、宿舎棟5棟(宿泊可能者数:約240名)、教室棟2棟(教室数:12室)等

利用者：約50,000人日/年(平成27年度見込み)

建替事業の概要

①建物規模 共用棟(食堂・浴室等):鉄骨造2階建て、宿泊棟:壁式鉄筋コンクリート造3階建て

②建物面積 共用棟:2028.37㎡(延べ面積)、宿泊棟:3894.00㎡(延べ面積)

③宿泊棟収容人員 男子寮 283人、女子寮 43人(女性講師9人を含む)、講師寮 30人(男性のみ)、合計 356人

※当初、事業費30億円を原資とし、本館、教室棟の新築を含めた全面建替工事を実施する計画であったが、人件費や資材費の上昇等の要因により、計画を縮小し、今回の建替工事は宿泊棟と共用棟の新築等に留まっている。

全面建替計画については、中長期的な課題(工事費、財源未定)となっており、各界の著名人に対して「募金」活動を展開中。



富士教育訓練センター
新施設完成予想(イメージ)

富士山 3776mを目指して

平成9年の開校当初から教育訓練人日数(延べ日数)の目標を、富士山の高さ3,776mを十倍にした37,760人日にして励んでまいりました。
 お陰さまで平成19年には、富士山を超えることができましたが、今後とも益々飛躍できるよう尽力してまいります。

教育訓練人日累計
(平成9年4月～平成27年3月)
608,187人日



教育訓練実績

(平成9年4月～平成27年3月)